

青森県報

第二千二百八十号

平成十六年
一月二十六日
(月曜日)

目 次

告 示

| | | | |
|--------------------------|-------|--------------|---|
| 結核予防法による医療機関の指定 | …………… | (健康医療課) | … |
| 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退 | …………… | (同) | … |
| 保安林の指定予定 | …………… | (林政課) | … |
| 右 | …………… | (同) | … |
| 右 | …………… | (同) | … |
| 右 | …………… | (同) | … |
| 右 | …………… | (同) | … |
| 右 | …………… | (同) | … |
| 宅地建物取引業者の免許の取消し | …………… | (建築住宅課) | … |
| 公 告 | …………… | | |
| 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 | …………… | (税務課) | … |
| 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告 | …………… | (文化・スポーツ振興課) | … |
| 地域森林計画変更の公表 | …………… | (林政課) | … |
| 右 | …………… | (同) | … |
| 右 | …………… | (同) | … |
| 地域森林計画の公表 | …………… | (同) | … |
| 建設業者の許可の取消し | …………… | (十和田県土整備事務所) | … |
| 出先機関 | …………… | | |
| 土地改良区の役員の内任 | …………… | (三戸農林水産事務所) | … |

正 誤

平成十四年三月二十九日号外第三十三号及び平成十五年十一月二十八日定例選挙管理委員会中……………

選挙管理委員会事務局長 六

告 示

青森県告示第三十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------------------|---|--------------------|
| 城西しおたに内科小児科 こまつや薬局 | 弘前市大字南城西二丁目三の一五 下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七 | 平成十五年三・三 一六・一・八 |

青森県告示第三十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 辞 退 年 月 日 |
|-----|-------|---------------|
|-----|-------|---------------|

| | | |
|-------------------------|--|---------------------|
| 花田医院 おおわに中央 クリニツク | 南津軽郡尾上町大字尾上字栄松二八六 南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原九二の一三 | 平成 一五・三・七 一五・三・三 |
|-------------------------|--|---------------------|

青森県告示第三十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字中赤石山一・字西赤石山二・字東赤石山一・大字芦沼町字置笠山一（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四十号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

北津軽郡金木町大字金木字大倉岳一の一・大字喜良市字小田川山一の一・字喜良市山一の一・市浦村大字太田字太田山一の一・大字相内字相内山一の一（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び相内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡三戸町大字斗内字沢田五五の三

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡五戸町字野月一六の二、二六の一、三三の一、三四の一、三五の一、三六の一、字館六の一、一七の二、二〇の一、二二の一から二二の三まで

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び五戸町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四十三号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡田子町大字関字野月平四七の四、四七の四四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字野月平四七の四、四七の四四（以上一筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四十四号

平成十五年十二月十二日次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できない旨の公告をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条

第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成十六年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 九曜産業株式会社
 - 二 代表者の氏名 今泉博視
 - 三 主たる事務所の所在地 十和田市西一番町一六の二八
 - 四 免許証番号 青森県知事(一〇)第九八一号
- (教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、青森県知事に対して、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てをすることができる。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
法人県民税・法人事業税電算システムソフトウェア変更業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部税務課
青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日

平成十五年十二月十九日

契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目七の一

契約金額

二千六百六十七万円

随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の二第一項第六号契約の相手方を決定した手続

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積であったので、契約の相手方としたものである。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成十六年一月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おいでよあぶらかわ会
- 三 代表者の氏名
八木橋 満則
- 四 主たる事務所の所在地
青森市大字油川字大浜六七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、青森市民や近隣町村民に対して、商店街の活性化や環境保全に関する事業及び子ども健全育成を図る事業等を行うことよって、まちづくりや地域社会の活性化を目指し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

地域森林計画変更の公表

森林法の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により、津軽森林計画区に係る平成十四年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課並びに中南地方農林水産事務所、北地方農林水産事務所及び西地方農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により、東青森林計画区に係る平成十三年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び東地方農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により、三八上北森林計画区に係る平成十二年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課並びに三戸地方農林水産事務所及び上北地方農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画の公表

森林法の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十三号）附則第三条第二項の規定により、下北森林計画区に係る平成十六年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び下北地方農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 寺沢工業
- 二 氏名 附田 武雄
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡天間林村大字附田字附田川目五一の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第五〇〇〇六三号
- 五 取消年月日 平成十六年一月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十五年十二月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅水七崎土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年一月二十六日

三戸地方農林水産事務所長 田 中 正 之

| | | | |
|-------------------|-------|-----------------|----------|
| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 退任の年月日 |
| 理事 | 川村 徳人 | 三戸郡五戸町大字浅水字川向二二 | 平成一五・三・二 |

正 誤

選挙管理委員会事務局

| | | | | | | | | |
|---------------------|---------------|-----|-------|---------|---|---------------|-------------|-------------|
| 発行年月日 | 発行番号 | 区 分 | 番 号 | ペー ジ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 平成一五・三・二 号外第三三三号 | 選挙管理委 員会告示 | 第六号 | 第一〇一号 | 三 | 上 | 後ろ から 二 | 第九号から第十二号まで | 第八号から第十二号まで |
| 平成一五・三・六 第二二五八号 | 選挙管理委 員会告示 | | | 九 | 下 | 一 三 | 第四十九号様式 | 第六十一号様式 |
| | | | | 下 | | 一 四 | 第四十九号様式の二 | 第六十一号様式の二 |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭